麗澤会本部 同窓会開催申込・報告概要

「麗澤会」会則第6章に規定の麗澤会都道府県支部及びゾーンに対して、また会則第7章に規定の公認のグループ麗澤会に対して援助を行っています。

援助金について

1. 地区麗澤会援助金

参加人数(正会員)×2,000円(一人当たり)

*麗澤会都道府県支部及びゾーンに対して援助を行なう。

2. グループ麗澤会援助金

参加人数(正会員)×2,000円(一人当たり)

*麗澤会公認のグループに対して援助を行なう。

- *上記の援助金については、麗澤会本部事務局への開催申請と開催後報告書の提出のあるものを対象に、事後に援助金を確定し指定口座に振り込みます。
- *報告のあったものは、原則的に会報に掲載します。
- *詳細については、麗澤会本部事務局にお問い合わせください。

「援助申請手続」

申込フォームにしたがって該当事項を入力してください。確定参加会員に対して援助を行いますので、「援助金振込」以下の項目には記入しなくても結構です。

「報告手続」

報告書フォームにしたがって該当事項を入力してください。報告文(300字以内)と集合写真1枚は必須です。なお、招待恩師の交通費に関しては援助を行っておりません。